

令和7年度第1回消費生活対策審議会概要

開催日時	令和7年9月24日(水) 10:00～11:30
場 所	Zoomによるオンライン開催
出席者	東委員、中矢委員、井ノ口委員、斎藤委員、鈴木委員、西田委員、村田委員、陰地委員、清水委員、井坂委員、西村委員
事 項	<p>【議題】</p> <p>(1) 消費者教育研究部会の委員の指名について (2) 令和7年版県政レポートについて (3) 令和7年度消費生活に関する事業説明について (4) 三重県消費者施策基本指針に掲げる主要施策の令和6年度実施結果 三重県消費者施策基本計画に掲げる主要施策の令和7年度実施概要</p>
審議経過 審議結果	<p>議事</p> <p>(1) 消費者教育研究部会の委員の指名について 欠員となっている委員について、事務局案を提案したところ、全会一致で承認された。 学識経験者：中矢委員、井ノ口委員</p> <p>(2) 令和7年版県政レポートについて (3) 令和7年度消費生活に関する事業説明について (4) 三重県消費者施策基本指針に掲げる主要施策の令和6年度実施結果及び令和7年度実施概要</p> <p>●委員</p> <p>市町の相談員支援として、市町ホットラインをオンラインで結ぶことはあるのか。また、市町に対して県の相談員を派遣し、市町の相談員の指導はしないのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>県として、市町への支援が弱いと感じており、今年の7月には、29市町の行政職員に向けて、新たに研修会を開催した。</p> <p>今後、委員のおっしゃる通り相談員派遣など、市町と顔の見える関係作りを促進し、県内全体の相談体制を充実できるように取り組んでいきたい。</p>

	<p>●委員</p> <p>消費生活相談 1,800 件のうち、あっせんによるトラブル解決の割合は、どれくらいになるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>昨年度は 77 件で約 4 %となっている。</p> <p>●委員</p> <p>弁護士相談について、相談実績はあるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>昨年度は実績なしとなっている。まずは住まいの市町の無料相談をご案内させていただいている。</p> <p>●委員</p> <p>書籍の閲覧や貸し出しを行っているが、センターの利用促進という意味で、書籍を刷新していただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>今年度ぜひ購入したいと考えている。</p>
審議経過	<p>●委員</p> <p>マルチ商法や健康食品等にはまってしまった方の相談は、本人ではなく、たいてい家族からだと思うが、家族からの相談は受け付けているのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>原則としては、ご本人からの相談のみ対応しているが、特に高齢者の中には記憶があいまいな方もいるため、ご家族の方にお願いして必要な情報を把握していただき、私共に教えていただいて解決策をアドバイスすることとしている。</p>
審議結果	<p>●委員</p> <p>ステルスマーケティングの問題について、法律ができてまだ数年で、一般の方にどの程度浸透し、意識が高まっているか不明だが、出前講座等で啓発するべきだと思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>ステルスマーケティングについては、問題として捉えているが、施策等は実施できていない状況である。</p> <p>●委員</p> <p>特殊詐欺について、誰をターゲットに啓発しているのか。</p> <p>特殊詐欺が増えている背景に、20 代 30 代といった若い世代の被害件数の増加があるが、若い世代には伝わっておらず、高齢者の問題だと思い込んでいる現実があるため、出前講座等における啓発</p>

	<p>手法を工夫することが必要だと考える。 (事務局)</p> <p>これまで高齢者を中心に特殊詐欺の啓発を行ってきたが、20代30代についても、副業教材の詐欺等が増えてきており、高齢者だけではなく、20代30代を含めた幅広い世代に向けて消費者教育・啓発を取り組んでいきたい。</p> <p>●委員</p> <p>消費者教育は小さい時から行なうことが大事だと思う。小学校低学年から限られたお金の正しい使い方やスマホの使い方等の教育をしているが、何か活用できる講座等があれば教えてほしい。</p> <p>(事務局)</p> <p>県では金融広報委員会と連携し、世代に応じた金融経済教育を進めており、小中学校の方々にもぜひ出前講座を活用していただきたい。</p> <p>●委員</p> <p>警察だとポスターを貼って、最近多い詐欺被害について啓発を行っているが、県ではどのように消費者被害の周知を行っているのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>県HPやSNSを通じて、相談件数の多い消費者被害や注意喚起すべき情報を発信している。また、啓発の冊子等を毎年作り、市町と連携して配布している。</p> <p>●委員</p> <p>高等学校では、学習指導要領にのつとり、消費者教育を家庭科あるいは公民科で教育するほか、外部の専門家を招いて消費者教育を行っている。</p> <p>青少年消費生活講座は、毎年同じ学校が活用しているのではないかと思うので、県立学校のほうでもしっかりとPRして、活用できるところは活用していきたい。</p>
審議経過	
審議結果	